省令

○文部科学省・厚生労働省令第六号

保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第十一条第一項の規定に基づき、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月二十二日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　鶴保　庸介
厚生労働大臣　塩崎　恭久

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「十年」を「七年」に改め、同項第四号中「以上」の下に「（通信制の課程においては、十人以上（当該課程の入学定員又は入所定員が三百人以下である場合にあつては、八人以上））」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（検討）

2　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、この省令の施行後、この省令による改正後の保健師助産師看護師学校養成所指定規則第四条第二項に規定する看護師学校養成所に入学又は入所する学生又は生徒の数の動向、今後の看護師学校養成所の教育の内容の見直しの状況等を勘案し、同項第一号ただし書に規定する通信制の課程における准看護師の入学又は入所の資格について、准看護師の免許を得た後五年以上業務に従事していることとすることを含めて検討を加え、その結果に基づいて、この省令の施行後三年を目途に必要な見直しを行うものとする。

告示

○消費者庁告示第十一号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十八年八月二十二日

消費者庁長官　岡村　和美

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者機構日本	東京都千代田区六番町15番地	東京都千代田区六番町15番地	平成二十八年七月二十九日

○消費者庁告示第十二号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十八年八月二十二日

消費者庁長官　岡村　和美

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者支援機構関西	大阪市中央区石町一丁目1番1号天満橋千代田ビル	大阪市中央区石町一丁目1番1号天満橋千代田ビル	平成二十八年七月二十九日

○法務省告示第四百四十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月二十二日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社松岡製作所	岐阜県海津市海津町高須町千二百三番地	機械加工
株式会社テクノシンエイ	愛知県小牧市大字本庄字白池八百二十四番地の一	機械検査

○法務省告示第四百四十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月二十二日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社ケインズ	茨城県守谷市板戸井二千七百十四番地の一	とび

○法務省告示第四百四十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十八年八月二十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月二十二日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社九電工	福岡県福岡市南区那の川一丁目二十三番三十五号	冷凍空気調和機器施工、配管

○外務省告示第三百三十二号

平成二十八年八月一日に東京で、改正された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国政府による資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十八年八月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、二千十三年十月三日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書により改正された二千九年二月十七日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に言及するとともに、特に、改正された同協定において、日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国の各会計年度において両政府が締結する別途の取極に記載することが規定されていることに言及する光栄を有します。